

## 議事録

会議の名称	令和元年度 第1回 西東京市総合教育会議
開催日時	令和元年5月14日 午前10時00分から午前11時45分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎4階 議会棟第1・2委員会室
出席者	丸山市長、木村教育長、米森教育長職務代理者、高橋教育委員会委員、後藤教育委員会委員、山田教育委員会委員、服部教育委員会委員 (事務局) 池澤副市長、飯島企画部長、栗田企画政策課長、神保企画政策課企画政策担当主査、水谷企画政策課企画政策担当主事、古厩子育て支援部長、清水子育て支援課長、岡田子育て支援部主幹、原島児童青少年課長、八矢子ども家庭支援センター長、五十嵐健康課長、渡部教育部長、飯島教育部特命担当部長、森谷教育企画課長、和田教育部主幹、工藤教育企画課課長補佐、大谷学校運営課長、名古屋教育部主幹、内田教育指導課長、宮本統括指導主事、宮崎教育支援課長、掛谷社会教育課長、高田公民館長、中川図書館長 (傍聴人) 4人
議 題	1 令和元年度の教育に関する重点施策について 2 令和元年度の取組について 3 西東京市子ども条例に基づく取組について 4 その他
会議資料の名称	資料1 令和元年度の教育に関する重点施策(案)等について(企画政策課) 資料2 西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について(教育指導課) 資料3 子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) 資料4 こどもの発達センターひいらぎ児童発達支援事業(概要)(健康課) 資料5 切れ目のない支援の充実(教育支援課) 資料6 放課後子ども総合プランに基づく取組(児童青少年課・社会教育課) 資料7 児童館・学童クラブ等の取組について(児童青少年課) 資料8 放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組(社会教育課) 資料9 公民館での取組について(公民館) 資料10 図書館での幼児・児童・青少年事業(図書館) 資料11 時代の変化に対応した学習環境等の整備(学校施設の適正規模・適正配置)(教育企画課) 資料12 子ども条例関連スケジュール(子育て支援課) 資料13 西東京市子ども条例逐条解説(案)(子育て支援課)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
○発言者名： 発言内容  <開会>	

○市長：

ただいまから、令和元年度第1回西東京市総合教育会議を開会します。

本日の議題は、「令和元年度の教育に関する重点施策について」、「令和元年度の取組について」、「西東京市子ども条例に基づく取組について」、「その他」となります。

○市長：

本日の会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき公開とします。傍聴については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき10席までの傍聴を認めます。また、会議の議事録については、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。以上、会議の公開等について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○市長：

本日の会議について、報道機関から撮影の申し出がありました。冒頭3分間の撮影について、許可することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○市長：

総合教育会議は、教育委員会制度の抜本的な改革の一つとして、長と教育委員会との連携強化等を図るために、平成27年度から設置した会議です。

平成30年度は、「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」の重点施策と、西東京市子ども条例を踏まえた今後の取組について報告させていただきました。

また、教育に関する大綱についても協議・調整させていただき、西東京市教育計画を踏まえて、大綱を策定いたしました。

本日は、令和元年度第1回の会議となりますので、令和元年度の教育に関する重点施策を決定するとともに、市長部局及び教育委員会における今年度の取組を報告させていただきたいと考えています。

#### 議題1 令和元年度の教育に関する重点施策について

○市長：

それでは、議題1「令和元年度の教育に関する重点施策について」に入ります。

事務局から、令和元年度の教育に関する重点施策について説明をお願いします。

(事務局説明)

令和元年度の教育に関する重点施策（案）等について（企画政策課）＜資料1＞

○市長：

事務局より令和元年度の重点施策（案）等の説明がありました。皆様からご質問等ございましたらお願いします。

○米森委員：

新規に重点施策とする「学校施設の適正規模・適正配置」の施策名称は、ハード面での環

境整備のイメージが強いように思います。今後、様々に変化する教育環境に柔軟に取り組むことができるよう、ソフト面での環境整備も含めた、大括りな施策名称にしてもよいのではないのでしょうか。

○山田委員：

私も同じ意見です。重点施策は、複数年にわたって取り組むものと考えます。当面は、喫緊の課題であるハード面での環境整備に取り組むにしても、今後の取組を視野に入れ、大括りな施策名称にしたほうがよいのではないかと思います。

○飯島企画部長：

市長部局及び教育委員会において、学校も含めた公共施設の適正規模・適正配置が喫緊の課題となっており、平成31年3月策定の「西東京市教育計画」においても、「学校施設の適正規模・適正管理と維持管理」を「施策」として掲げられているところです。

また、ICTなどのソフト面の環境整備については、教育計画の施策「情報教育環境の整備」に「取組事業」として掲げられています。

ご意見を踏まえ、教育計画の基本方針3の「施策」の上層にある「方向」で掲げられている「時代の変化に対応した学習環境等の整備」を、重点施策の名称として提案させていただきます。

○市長：

それでは、平成30年度に引き続き「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」、新たに、資料1中の「学校施設の適正規模・適正配置」の名称を「時代の変化に対応した学校環境等の整備」に改め、4つを令和元年度の重点施策として位置付け、教育委員会と市長部局の双方で取組を進めていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○市長：

それでは、今年度の重点施策を「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」、「時代の変化に対応した学校環境等の整備」とします。

## 議題2 令和元年度の取組について

○市長：

それでは、議題2「令和元年度の取組について」に入ります。

各担当課より、重点施策に基づく今年度の取組について報告をお願いします。

まずは、「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について(教育指導課) <資料2>

子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) <資料3>

○高橋委員：

資料3について、通告を受けたケースは、警察とはどのように情報共有しているのでしょうか。

○八矢子ども家庭支援センター長：

警察は、要保護児童対策地域協議会の構成員となっており、協議会において情報共有しています。

また、ケースに応じて児童相談所と相談し、児童相談所から警察へ情報共有しています。

○後藤委員：

資料2の「スクールアドバイザーによる相談体制の充実」について、「重篤な事案に関しては、指導主事が学校を訪問し、学校と連携した対応を行う」とありますが、あらかじめ、どのように関係機関と連携して解決するかのシミュレーションをしておけば、重篤な事案が発生したときにスムーズに対応できるのではないのでしょうか。

○宮本統括指導主事：

関係機関が一堂に集まる、いじめ問題連絡協議会を年2回開催しているので、そのなかで再度確認したいと思います。

○米森委員：

資料2にある要保護児童対策地域協議会の活動として行う、虐待防止支援員養成講座は、どのようなものですか。

○八矢子ども家庭支援センター長：

平成26年度と平成27年度に、子どもの関係部署の全職員に講座を行い、現在は、新任職員を中心に講座を行っています。受講者は、年間200人以上となっています。このほかに出張講座も行っています。

講座の内容ですが、具体的なケースを記載したマニュアルを用いることにより、保育園、学校、関係機関の役割別にそれぞれシミュレーションができ、解決のイメージがしやすいものとなっています。

○米森委員：

虐待に早期に気づける人を、多く養成するという観点でしょうか。

○八矢子ども家庭支援センター長：

委員ご指摘のとおりです。

○服部委員：

保護者が、乳幼児の年齢別の発達を目安を知らないがために、虐待につながってしまうこともあります。虐待が起きてからの対処はもちろんですが、予防の観点で、産まれる前からの取組も必要ではと感じています。

○高橋委員：

児童相談所の職員1人につき担当するケース数が非常に多く、厳しい状況と聞いています。それを踏まえると、資料3にある西東京市要保護児童対策地域協議会の活動として「原則48時間以内の安否確認」を行うのも厳しい状況とは思いますが、他自治体で起きた痛ましい事件が繰り返されぬよう、なるべく早期に対応できるケースは対応してほしいと思います。

○市長：

現状の児童相談所の職員体制では、全てのケースに24時間以内に対応することは現実的ではないと考えますが、実際は、約7割のケースに24時間以内に対応していると聞いています。引き続き、なるべく早期に対応するよう努めていきます。

○市長：

次に、「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

子ども家庭支援センターの取組について（子ども家庭支援センター）＜資料3＞  
こどもの発達センターひいらぎ児童発達支援事業（概要）（健康課）＜資料4＞  
切れ目のない支援の充実（教育支援課）＜資料5＞

○市長：

「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○市長：

さきほど、服部委員からご意見のあった、予防の観点での切れ目のない支援について、子ども家庭支援センターから何かありますか。

○八矢子ども家庭支援センター長：

相談件数が増えている0歳児については、0歳から3歳の乳幼児と保護者が自由に遊べる「子育てひろば」でしつけ講座を実施しており、身近な場所で、幅広い相談を受けることが可能となっています。

また、健康課が実施する健診・相談事業の際に、子ども家庭支援センターの周知を行っています。

○米森委員：

資料4にある、単独療育通所事業（くじらクラス法内事業）と課題別学習通所事業（まんぼうクラス法内）については、定員を超えた申込みがありますが、抽選等により定員の範囲内で受け入れているのでしょうか。

また、資料4のひいらぎ訪問件数・対象児童数グラフを見ると、対象児童数が約400人となっていますが、今のひいらぎの定員では充足できない状況なののでしょうか。

○五十嵐健康課長：

定員を超えた申込みへの対応については、可能な範囲内で、定員を超えても受け入れています。

また、グラフは、ひいらぎから保育園・幼稚園へ出向している件数で、保育園の数が増えたため訪問件数が増えています。また、保育園・幼稚園の先生向けに独自の研修を行い、相談しやすい環境作りに取り組んでいます。なお、必ずしもひいらぎの利用につながっているとは限りません。

○山田委員：

本当にひいらぎを必要とする児童は、どのように把握しているのでしょうか。

○五十嵐健康課長：

ひいらぎから保育園・幼稚園に出向くなかで、把握し、通所につながる事例が多くなっています。

○山田委員：

現在は、定員を超えた申込みがあり、需要が多いと思いますが、需要に見合った供給とするために、ひいらぎを本当に必要とする児童を正確に把握する必要があるのではないかと思います。

○五十嵐健康課長：

ひいらぎを必要とする児童を把握するために、ひいらぎ職員の気づきだけでなく、保育園・幼稚園からも情報を得ながら、引き続き、把握に努めていきます。

○市長：

次に、「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

放課後子ども総合プランに基づく取組（児童青少年課・社会教育課）＜資料6＞

児童館・学童クラブ等の取組について（児童青少年課）＜資料7＞

放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組（社会教育課）＜資料8＞

公民館での取組について（公民館）＜資料9＞

図書館での幼児・児童・青少年事業（図書館）＜資料10＞

○市長：

「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○高橋委員：

放課後子供教室について、少しずつ取組が増えてきていることは、素晴らしいことだと思います。今後は、放課後子供教室に参加する児童の保護者との連携も考えていかなければならないと思います。子どもを預けたまま、放課後子供教室で行われていることはよく知らないということにならないよう、例えば子どもの成長を連絡帳で伝えるなどといったことも視野に入れながら、家庭との情報共有にも、今後は取り組んで頂きたいです。

○掛谷社会教育課長：

委員ご指摘のとおり、放課後子供教室の活動についてよく知らないという方が多いので、まずはPRをしていかなければならないと考えています。まずは保護者の方々に活動を知ってご理解を頂き、事業を実施していきたいと考えています。

○服部委員：

資料8にあります、放課後サポーターの募集・マッチングは、とても良い取組だと思います。その応募状況はいかがでしょうか。また、放課後子供教室関係者向け研修会の概要について教えてください。

○掛谷社会教育課長：

放課後サポーターの募集・マッチングについては、4月に3回の説明会を実施し、38名の

方にご参加頂きました。参加者のうち、実際に活動したいという方が27名で、現在は施設開放運営協議会と参加者のマッチングに向けた支援をしている状況です。

放課後子供教室関係者向け研修会につきましては、本年度の内容は未定ですが、昨年度は、気になる子どもへの対応や、学校側の実情として学校が放課後子供教室をどのように見ているかについて、研修を実施しました。

○高橋委員：

今年度の研修会の内容は未定とのことでしたので、子どもへのハラスメントがどのようなものかを、是非研修して頂きたいです。

○掛谷社会教育課長：

検討させていただきます。

○市長：

次に、「学校施設の適正規模・適正配置」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

時代の変化に対応した学習環境等の整備（学校施設の適正規模・適正配置）（教育企画課）  
<資料11>

○市長：

「学校施設の適正規模・適正配置」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○米森委員：

ハード面だけでなく、様々な視点から検討し、計画を作って頂きたいです。文部科学省からトータルコスト縮減や予算の平準化を図ることを目的に計画の策定が求められていることですが、計画の策定にあたって、何か縮減についての前提条件はあるのでしょうか。

○森谷教育企画課長：

将来的な児童・生徒数の推計を踏まえて検討することとなりますので、例えば、学校複合化のような新たな視点も入ってくるかと思えます。

○米森委員：

市独自の視点に基づいて計画を策定すれば良いということですね。市長部局では、公共施設等総合管理計画を策定することですが、削減ありきではなく、様々な視点で検討して頂きたいと思えます。

○栗田企画政策課長：

委員ご指摘のとおり、学校施設については、地域事情など様々な視点で検討していきたいと考えております。

○市長：

様々なご意見をいただきありがとうございました。

教育に関する重点施策は、本市が取り組むべき重要な課題であると認識しております。今

後も引き続き、教育委員会と連携して課題解決に向けた取組を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 議題3 西東京市子ども条例に基づく取組について

○市長：

それでは、議題3「西東京市子ども条例に基づく取組について」に入ります。  
事務局より報告をお願いいたします。

(事務局説明)

子ども条例関連スケジュール（子育て支援課）＜資料12＞  
西東京市子ども条例逐条解説（案）（子育て支援課）＜資料13＞

○市長：

事務局より今年度の取組の報告がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○山田委員：

条例の中で「わたしたち」や「市民」という言葉は定義されていますが、「おとな」や「地域」という言葉を、「わたしたち」に置き換えても意味が通じるのではないかと思います。今後もし条例を改正する機会があれば、様々な主語を用いていることについて、文言を整理してもよいのではないかと思います。

こちらも、今後、条例を改正する機会があればご検討頂ければと思いますが、市の責務について義務・努力義務かを分かりやすくすること、第3章の虐待防止で、保護者の体罰禁止についても踏み込んで頂きたいと思いました。

子ども相談室については、どこに設置されるのでしょうか。また、子どもの権利擁護委員は定数が3人以内となっていますが、1人でも良いのかどうか、教えてください。

○岡田子育て支援部主幹：

子ども相談室は、住吉会館の2階の、現在は、子育てグループ活動室になっているところに開設します。子育てグループ活動室は、同じ建物内に同じような活動室がありますので、そちらを共有して頂きます。

子どもの権利擁護委員については、3人の方に委嘱しており、弁護士、スクールカウンセラー、心理士にそれぞれの視点で子どもに関わって頂きます。相談・調査に関する専門員も3名置くので、合わせて6名の体制で取り組んでまいります。

○山田委員：

子ども相談室は住吉会館にしかないということなので、ここから遠い子どもたちが、子ども相談室にどのようにして接触できるかが気になります。本当に必要とする子ども達と接触できるように、SNSを駆使するなど、相談方法について継続的に検討して頂きたいです。

○岡田子育て支援部主幹：

東京都でも、メールやLINEを活用した相談を進めています。どうすれば効果的に活用できるか、検討していきたいと考えています。

○山田委員：

親から虐待されていれば、SNSやメールを禁止されている可能性もあるので、子ども相談室

を必要とする子どもとどうすれば接触できるのかを想像しながら、子どもの立場で考えて頂ければと思います。

○高橋委員：

私たちは大人なので、子どもの立場になって考えているつもりでも実際は難しく、できていないことも多いと思いますので、常に心掛けて頂きたいです。

子育て支援課子ども相談係と、相談・調査に関する専門員の職務の違いについて教えてください。

○岡田子育て支援部主幹：

子育て支援課子ども相談係は、子ども相談に関する事務を行います。専門員は、子ども達から直接相談を受け、擁護委員と共に調査・研究して、必要があれば学校に赴いたり、意見を述べたりします。子育て支援課子ども相談係も、子どもからどのような相談が寄せられているのかを把握する必要があると考えています。

○高橋委員：

子ども相談室にいるのは、専門員ということですか。

○岡田子育て支援部主幹：

子ども相談室には、子育て支援課子ども相談係の職員と専門員が常駐します。擁護委員については、常駐ではございませんが、定期的に子ども相談室にいらっしゃいます。

○後藤委員：

擁護委員が、市内の小中学校に訪問することはありますか。

○岡田子育て支援部主幹：

具体的な取組内容はこれからですが、擁護委員も専門員も、そういったことが積極的にできればと考えています。

○後藤委員：

擁護委員や専門員と、学校の相互理解が必要となりますので、研修のなかで実施して頂ければと思います。

また、学校側の窓口になる方とのコミュニケーションも必要なので、事前に関係を築いておく必要があると思います。

○岡田子育て支援部主幹：

教育部門と積極的に連携を図っていきたいと思います。

○米森委員：

子ども条例につきましては、逐条解説をはじめ、丁寧に作りこんでいただき、ありがとうございました。これにより理解が進むと良いと思います。山田委員と共通する部分ではございますが、子どもの権利侵害のなかでは虐待が一番クローズアップされていますし、東京都では保護者について禁止規定を設けていますので、今後、子どもの人権を尊重するためには、保護者の責務を明確にされた方が良いと思います。

○服部委員：

リーフレットはとても素敵だと思います。各学校に配布と伺いましたが、全戸配布ではないのでしょうか。

○岡田子育て支援部主幹：

全戸配布ではないのですが、学校での配布により、学校に関わるご家庭には行きわたるものと考えています。市ホームページからリーフレットを見ていただけるようになっており、今後は、公共施設での配布も考えています。また、リーフレット以外での啓発も検討していきます。

○古厩子育て支援部長：

補足致しますと、世代別にリーフレットを用意しております。条例は昨年10月1日施行されており、本年の1月1日号の市報で紹介させて頂いております。今後も効果的な広報活動に取り組んでまいります。

○服部委員：

子ども条例を制定したことは、先進的で良いと思います。困っている子どもに、どう接触するかについては、実際に相談してきた子どもに、どうやって子ども相談室を知ったかを調査すれば参考になるかと思えます。子どもの目に触れる媒体で周知ができればよいと思うので、ぜひ検討してください。

○岡田子育て支援部主幹：

子ども条例の周知・啓発に取り組んでいかなければならないと考えています。委員の皆様から頂きましたご意見を参考に、検討してまいります。

○山田委員：

資料13の「はじめに」のところで、「(仮称)子ども条例検討専門部会」となっていますが、「仮称」は取れないのでしょうか。

○岡田子育て支援部主幹：

検討組織の正式名称が「(仮称)子ども条例検討専門部会」のため、「仮称」がついたままとなっています。

○市長：

今年度の教育に関する重点施策を決定いただき、今年度の取組、子ども条例に基づく取組について報告を受け、委員の皆様から様々ご意見をいただきました。教育長から何かございますか。

○教育長：

長時間にわたり、ありがとうございました。私は、教育委員時代から総合教育会議に参加させて頂いておりますが、重点施策が1つ増えて4つになり、多岐に渡る議論ができたと思います。どれも教育委員会と市長部局の連携がなければ進められない課題ですので、教育委員会としてもそれぞれの課題に主体的に取り組みたいです。特に今年度は、学校施設の適正規模・適正配置の検討を始めますので、積極的に取り組んでまいります。

先日、社会を明るくする運動実施委員会の会があり、そこで児童虐待をテーマにした講演会と意見交換会がありました。そこで市長が講演をされたり、小平児童相談所の元所長、警

察署、民生・児童委員、教育委員会のスクールアドバイザーの方々が参加されたりと、行政だけでなく、地域の団体もこういったテーマを取り上げるということで非常に広がりを感じました。児童虐待については、教育委員会と市長部局間の行政内の連携だけでなく、どうやって地域や家庭に広げていくかということが、重要だと思います。

子ども条例については、逐条解説がとても分かりやすく、良いものができたと思います。子ども条例は、学校だよりもかなり取り上げられていますし、教育課程届に明記している学校も増えてきています。子どもが育ち学ぶ施設として、学校が大きな役割を果たしているので、教員の理解を深めるために活用するとともに、小中学校の入学式で、保護者に直接このリーフレットを配布するなど、引き続き子ども条例の周知に努めてまいります。

本日は委員の皆様から様々ご意見を頂きましたので、気を引き締めて取り組んでまいります。

#### 議題4 その他

○市長：

最後に、議題4「その他」となります。事務局より連絡事項をお願いします。

(事務局説明：会議資料と会議録の公表、次回開催予定について)

○市長：

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

本市の教育に関する重点施策について、教育委員会の皆様と十分に意見交換を重ねることができ、情報共有とともに方向性を確認することができました。引き続き、市長部局と教育委員会がそれぞれの役割のもと、しっかりと連携しながら、取組を進めていきたいと思っております。

以上をもちまして、令和元年度第1回 西東京市総合教育会議を閉会します。

ありがとうございました。

<閉会>